

法人

中央区商工業融資あっ旋申込書

法人
実印

(宛て先) 中央区長

申込年月日

年

月

日

中央区商工業融資の基本要件に該当しているため、関係書類を添えて申し込みます。なお、記載した事項は添付書類も含め、事実と相違ありません。

※ご注意 ・右 上 部 の 筆 記 用 具 (え ん ぴ つ の フ リ ク シ ョ ン ペ ン 等 は 使 用 し な い で く だ さ い 。)	(フリガナ)				
	法人名				
	(フリガナ)	(フリガナ)			
	代表者名	生年月日	法人 実印	担当者名	所属
	法人登記地 (本店又は支店)	中央区			
		肩書・ビル名			
	事業所所在地	中央区			
		肩書・ビル名			
	電話番号	事業所	自宅・携帯		
	代表者住所 (住民登録地)				
	法人設立	年 月 日	資本金	円	
	具体的な 事業内容				
	許認可等	不要・要	〔当該事業に係る許認可等を取得し、適法に事業を営んでいます。〕	法人都民税、 法人事業税、法人税	滞納(有・無)
従業員等	従業員	人	常勤役員	人 パート アルバイト	
借入希望額	千円	借入希望期間	か月(据置	か月含む)	
借入希望 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店	返済方法	元金均等月賦返済 一括返済	
			取引	有・無	
具体的な 資金の使い道					

----- 区 役 所 記 入 欄 -----

事業所登録番号	あつ旋番号	優遇
---------	-------	----

 「中央区商工業融資あっせん申込みに係る同意書」について、口頭での確認を行いました。

経営 相談 員 所 見			
	経営相談員名	点検	

資金 種別	種別	制度融資名	区分
	継続・小口 創造・応援	運転・設備・小緊急・年末・経改・ 創造・店舗工場・災害・団体・一本化	一般・区民・差額 生三・公害・省エネ・創業・多角 小規模・法人・任意 分社・事転・共事・近設

中央区商工業融資あっせん申込みに係る同意書

申込日 年 月 日

(宛て先) 中央区長

所在地

事業所名

代表者名

(代表者名は本人が自署してください。自署できない場合は実印押印願います。)

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、中央区商工業融資のあっせん申込みにあたり、下記の事項について同意いたします。

- 1 本あっせんによる融資の借入が成立した場合は、借入に伴う信用保証料の補助金交付を中央区長に申請します。当該補助金の受け取り口座は、本あっせんによる融資を借入れた口座とし、借入金融機関から中央区(以下「区」という。)に口座情報を提供すること及び東京信用保証協会から区への借受人に関する情報提供(信用保証料額、適用保証料率、保証料の上乗せ率等)に同意するとともに、信用保証料の支払いを示す書類も金融機関を通じて提出します。
- 2 本あっせん後、登記地又は事務所若しくは事業所が区外へ移転することとなった場合(以下「区外移転」という。)において、貸付実行(融資金入金)前に区外移転した場合は利子補給及び信用保証料の補助金が受けられなくなることを、貸付実行(融資金入金)後に区外移転した場合は移転日以降の利子補給が受けられなくなることを了承します。なお、こうした事情が発生したにも関わらず、報告の遅延等で移転後に補助金の交付を受けた場合は、当該部分に係る区の補助金交付決定が遡って取り消され、また、取り消された部分を自己負担分として金融機関に支払います。
- 3 返済期間中において自己都合による延滞や条件変更などが発生し、当初の金銭消費貸借契約が変更されたとしても、利子補給は当該変更の影響を受けず、区は当初の契約に基づき利子補給を行います。
- 4 本あっせんによる借入金の繰上償還をした場合、信用保証協会が区に対して、償還状況及び信用保証料に関する情報を提供することに同意します。なお、当該協会から信用保証料の一部が返戻された場合、返戻金のうちの区の補助相当額は返還します。
- 5 現在かつ将来にわたり次のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
 - (1) 法人等ⁱが、暴力団ⁱⁱであるとき又は法人等の役員等ⁱⁱⁱが、暴力団員^{iv}であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

i 個人、法人又は団体をいう。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号・以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

iii 個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。

iv 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。